

りますことも御承知のとおりでございます。

この要請を受けまして、現在、各市町村の教育委員会におきましては、独自の見解のもとに主任指導人の作業が急速に進められている実情にありまして、当市としても、その例外ではないと思われるものでございます。しかしながら、当市教育委員会の動向は、われわれには一切明らかにされておりません。かつて、この問題につきましては教職員だけでなしに、多くの父兄間に大変な反響を呼んだこの制度が、議会において何う明らかにされることなく、万一、実施されました場合は、あらゆる影響は無視できないと思うものでございます。よって差し迫りましたこの問題につきまして、当市教育委員会はどのような態度で臨むのかお尋ねしたいというのか、私の般質問をしたい趣旨でございます。繰り返し申し上げますが、忝にも突然な都教育委員会の要請であり、しかも、きわめて短兵急に事を進めよという要請でありますので、事態を引き延ばすことは許されません。したがって、会議規則第八十七条に基づく緊急質問のお許しをいただきました。手続きをとった次第でございます。本事態発生以来、すでに定例議会開会中の市町村におきましては、緊急質問と

という形によって、それぞれ市町村教育委員会の見解が明らかにされておりますので、そうした実情を御賢察の上、緊急質問の発言をお許しく下さるよう、重ねてお願い申し上げます。

なお、議事日程、その他の関係もございましょう。したがって、この緊急質問をお許ししていただけた場合における発言の許される日時、その他につきましては、議会のあらゆる面を考慮いたしまして、議運でもって慎重に御検討し、ぜひ、本申し出をお許しいただけますよう、よろしく御承認方お願い申し上げます。簡単でございますが理由の説明といたします。

○議長(岩田 博君) 以上で発言は終わりました。

お諮りいたします。

本緊急質問を同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 御異議なしと認めます。よって、関係議員の緊急質問は同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前十時三十四分 休憩

午前十時四十八分 開議

○議長(岩田・博君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際議会運営委員長より報告がありますのでお願いいたします。

(議会運営委員長 塩野 鉄之助君登壇)

○議会運営委員長(塩野 鉄之助君) 御指名がございましたので 御報告申し上げます。

ただいま休憩中の議運で緊急質問の取り扱いについて協議した結果、日程の冒頭に追加日程とし、お願いすることになりましたので、よろしくお願いいたします。

○議長(岩田・博君) 以上で報告を終わります。

お諮りいたします。

閣議員からの通告のあった緊急質問を日程に追加し、発言を許すことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田・博君)

御異議なしと認めます。よって、本緊急質問は日程に追加し、発言を許すことを決定いたしました。

○議長(岩田・博君)

追加日程第一 これより緊急質問を行います。

閣議員の発言を許します。

(十七番 関 米吉君登壇)

○十七番(関 米吉君)

貴重なお時間を私の緊急質問のためにお許しいただきましたことを、議会の皆様方に厚く御礼申し上げます。

緊急質問の内容は、緊急質問の申し出に記載いたしましたとおり、東京都教育委員会におきましては、三年半以来の懸案事項でございました主任制度を、十月一日から実施するという方針を定めて、各市町村の教育委員会もこれにならうというふうな指導を行っております。しかし、先ほどの理由でも申しましたとおり、東京都教育委員会と福生市教育委員会は、これはあくまでも行政上、別個なものでございまして、市教育委員会は都の従属機関ではございません。したがって、東京都教育委員会の指導というふうなもの、何ら行政的

に拘束力を持つものではありません。

しかし、各市町村においては十月一日の実施を目指して、いろいろこの作業が進められております。したがって、こうした都の要請を受けまして、当教育委員会はこの問題についてどのような取り組み方をしておるか。

まず、第一点として伺いたい点は、市の教育委員会は、この都の要請をどのような形で受け止めているのかということが一つであります。

それから二つ目としては、この主任制度の問題を当福生市の公立小中学校においても十月一日から実施するつもりでおるのかという点が二つ目でございます。三つ目は、この主任制の問題が制度として導入された場合、教育の内容についてどのような効果が期待できるものであるかというのが第三点。

それから、教育基本法第十条に定められておりますとおり、教育というものはあくまでも中立性が保たれていかなければならない。こういったことから、学校分掌の内容につきましては、いままで各市町村の教育委員会においても、何ら介入はいたしておりません。これは当市におきましても例外ではないわけです。しかしながら、今回の主任制度の導入というものは、あくまでもその中味の問題に関係する形で、

福生市を除く各市町村ではこの学校運営に関するとこの規則の内容を変更しようとしております。当市におきましても、こうした主任制の導入に絡みまして、今後、教育の中味の問題についても、委員会として指導をやっていく考えであります。すなわち、従前の中立性を放棄して、そういうような問題にまで深く立ち入った形の教育行政指導を行っていく考えであるのかというのが第四点であります。

それから第五点。これが非常に私、心配している点でございますけれども、教育現場におきましては、この制度に対して完全なコンセンサスが得られていないというふうに見受けられるわけです。したがって、皆さん方も小中学校を御覧になればおわかりのとおり、現場におきましては主任制度を絶対反対だというような、強硬なビラが張られております。したがって、十月一日に、もし、これを強行せんとしたような場合においては、スムーズにこの制度が教育現場に導入されるというような期待はきわめて薄いのではないかと、こういうふうに思われるわけでございます。したがって、残されたわずかな期間において、この教育の現場と教育委員会とは、いかなる調和を図ってこの問題をどう対処していかれるのか

という、この、まず五点について御質問を申し上げますので、明快なる答弁を教育長からお願い申し上げる次第でございます。

よろしくお願いいたします。

○教育長（町田 倍二君） 自席からお許しをいただきましたしまして、閣議員に対します、主任制につきましてお答え申し上げます。

なお、この点につきましては、次長、あるいは課長からお答えいただくということもあるかと存じますが、お許しをお願いしたいと存じます。

主任制につきましては新聞等で御承知かと存じますが、まず、国と都の経過を踏まえまして、若干、踏まえましてお答え申し上げます。国の政策につきましては、すでに新聞とかテレビの報道ですでに御承知のように、去る昭和五十年の十二月十六日付をもちまして学校教育法の一部を改正する規則が、文部省令の第四十一号といたしまして交付されました、翌年の五十一年の三月一日から施行されたんでございますが、この主任制につきましては、この実施をめぐりまして文部省と日教組との間で激しい対立がございまして、現在まで尾を引いている次第でございます。これらにつきましても、先生方、御承知のとおりでございます。それ

で東京都の場合でございますが、東京都の場合は昭和五十一年の二月二十五日付で都の教育委員長の公式コメントといたしまして、当時、主任制につきましては、都の場合はまだ研究を続けなければならない問題があるので、当面、都の管理規則の三月一日付——三月一日付というのは省令の発効日でございます。その三月一日付の改正は見送ることとした旨の公式表明がされましたが、これらにつきましても新聞等で報道されております。その後、都の主任制につきましてはいろいろと研究が行われまして、又、組合側とも交渉が行われてまいりましたが、結局、ことしの二月二十五日に都としての主任制についての基本的見解というものと、それから、主任の制度化の要綱案というものが公式に発表されたわけでございます。これらにつきましても当時の各新聞等であるいはテレビ等で報道されておりますが、その後、都の方では十数回にわたりまして組合側との交渉が続けられたようでございますが、交渉は難航いたしまして、最終的には、組合側との交渉は決裂だったわけでございます。そういたしましたして、去る七月の十七日に開催されました都の教育委員会におきまして、都のいわゆる主任制につきましては、管理規則と地方教育行政の組織運営に関する法律第四十九条に基づく市町村に対する基準

規則というのがございますが、その基準規則が全会一致をもって可決決定されて、来たる十月一日から施行することに決定している次第でございます。

それから又、都の方からは市町村に対して、この主任制につきましての都の基準規則に準拠し、市町村の管理規則の整備、あるいは改正等を行いつて、十月一日に実施するよう、施行通達がまわっている次第でございます。

それで、当福生市といたしましてでございますが、当福生市といたしましては、現在、組合と数回にわたりまして交渉しておりますが、非常に難航しております。いずれの時期には終止符を打たざるを得ないと思っております。しかしながら、国の法律とか法令や都の基準規則には当然拘束力がございまして、これは守らなければならぬわけでありますので、当市といたしましては、都の通達、方針に従いまして、現在、主任制実施に向けての事務的な諸準備を急いでおりまして、又、教育委員さんの勉強会等も数回行いまして、共通の舞台ができておりますので、したがいまして、来たる十月一日には実施することになると考えております。それから、主任制導入の効果でございますが、先生方御承知のとおり、現在いろいろ教育問題が、批判といえますかいろいろ言われていますが、実際の中味は教育の

指導をよくするための主任制というふうを考えております。したがって、数年前

まではどこにも主任制があつたわけでございますが、学校経営を行っていく場合に、どうしてもリーダーがおりまして、そのリーダーを中心にいろんな行事が開催されて

してうまくいっているはずでございます。ただ、それが制度化されただけに過ぎないわけでありまして、それも文部省あるいは都でも言っておりますが、この主任制につきましては中間管理職ではないということを言明しております。そういうことで、主任制の効果につきましては十分あると考えております。

それから、教育基本法の十条の関係でございますが、なかなかむずかしい問題でございますが、いわゆる教育行政は諸条件の整備を行うものでございまして、教育内容に介入するものではないということでございますが、なかなかケースバイケースで、どの部分が介入であり、介入でないということは、なかなかむずかしい問題だと思っております。ただ、都の方の见解といたしましては、組合側が都に質問したことに対して、主任制の制度化は教師の教育権を侵すものではないかというような質問に対しまして、都といたしましての见解は、教育行政は子供の成長に対する社会公共の利益と関心にこたえるため、必要かつ相当と認められる限りにおいては、教育内容

については決定する権能を有するものであると。したがって、主任の制度化が教育内容の決定にかかわりがあるとしても、教師の教育権の尊重という、教育基本法十条に違反するものではないというような見解に立っています。

それから中立性の問題でございますが、御指摘のとおり、教育委員会、教育行政はあくまでも公正であって中立な姿勢で行っていかねければならないと思っております。

それから、現場教職員組合が相当反対しておりますが、先ほど申し上げましたとおり、私もやはり去今とか都の基準規則にはやはり拘束性がありますので、従わざるを得ないのであります。現在、組合との交渉が平行線でございます。なかなか解決できる問題ではないと思っております。そういうことで、まだ一回程度——いままで数回やっておりますが、一回程度、交渉を行います。すが、できるだけ私も誠意をもちまして話をしたいと思っております。

以上、概略雑駁でございますが、主任制につきましても教育委員会の考え方につきましても御答弁いたします。

〇十七番(関 米吉君)　そうすると、市の教育委員会の受け止め方としたならば、

この、東京都の——私は要請という言葉で言いましたけれども、これには、「東京都においては十月一日からこのように実施することになりましたので、あなたの教育委員会にこれを通知します。なお、参考のため、こういった各市町村における学校管理規則に関する改正案をお送りいたしましたので、よろしく御配慮いただきます。」という言葉になっておりますことは御承知のとおりでございます。よろしく御配慮いただきたい」ということは、こうせねばいけませんよ、という意味に私は解釈をしないわけです。なぜ東京都教育委員会が福生市教育委員会を拘束しているということでございますけれども、拘束の根拠とは何によるものであるか、ひとつ明らかにしていただきたいということがあります。

それから、福生市では十月一日から実施する方針であるということにお答えになられたと思います。その場合、学校の管理運営に関する規則の、いわゆる七条、八条、九条、十条というものを改正せねばならないわけですが、現に教育委員会で進められている改正の内容は、この「東京都がモデルとして示されましたところの、この改正案と同一のものであるか。あるいはそこに、市の教育委員会としての独自性が盛り込まれているものであるかどうか、この点を第二点とし

とお伺いいたします。

それから、最後に御質問いたしました、教育現場の反対が強いけれども果たしてスムーズにこの制度が十月一日から施行できるということについて、教育委員会としての自信ありやという問題については、なお誠意をもって努力していきたいというようなお話を続けて、何とか同意を得たいというようなことの御答弁がございましたけれど、昭和五十三年度の福生市の学校教育指導要覧、いろいろと今年度の内容が盛り込まれておりますが、この主任制度に、この学校指導要覧というようなものをつぶさに拝見いたしましたとしても、結局、教育の効果というものを上げるには、いわゆる、父母、地域社会、近隣の学校、あるいは関係諸機関との密接な連携と理解、協力のもとに進められなければならないというふうに明記されておられます。してみると、教育の現場の先生方との間にまだ十二分な同意が得られていないということでございますので、当然ながら、父母の声などについてはお聞きになっていないんじゃないかなというふうな感じがするわけですが、こうした父母、地域社会、そういった関係機関との緻密な連携、理解、協力を教育の基盤にして、一体として教育の効果を推進していきたい。

たいということについて、そういった機関とお話し合い、あるいは理解を求めるといふような運動を、これからやっていく考えがあるのかどうなのかということをお聞きいたしたい。

それから、いま一つ聞きたいことは、この主任は東京都のモデル案によると、校長がこれを命じて教育委員会に報告しないといけないということが、うたわれておるようでございます。しかも、この任命に当たりましては、学校における個々の教職員の意向を尊重し、学校全体としての調整を図り決定するということが、九月四日、都の考え方として示されている第七項目でございますけれど、こういった調整は、いまの段階では非常にむずかしいと思うんですけれど、教育委員会としてはどういふような調整を図ってこの円滑な実施をねらっておるのかどうなのか、その点をひとつ明確に答弁していただきたいと、かように思うわけです。

○教育長（町田 倍二君） お答えいたします。

第一点の、これから管理規則をつくらうとする内容が、都の規則と同一のものかという御質問でございますが、九月一日付をもちまして東京都の市町村立学校の管理運営の基準に関する規則の施行についてという通達で九月一日付

をもちまして、これが教育長から来ております。これは通達でございまして、

当然、拘束力があるわけですが、この最後の方を見ても、この基準規則及び本通達に基づき、遺憾のないよう処理願いたいというような言葉を使っておりますし、その説明のときにも、都の指導にむつて、都の方針にむつて実施してほしいと強い要請といいますが、指導がございました。したがしまして、この基準規則は拘束力があると考えております。

それから、主任制の規則の内容でございしますが、それにつきましても、都の基準規則に沿つてやつてほしいと、つうな強い指導がなされています。

それから、現場の関係でございしますが、組合と何回か交渉をしましたが、なかなか承諾が得られる問題ではないと思つております。私も、誠意を持つていままではやつておりますが、どうしてもという場合には、やっぱり終止符を打たざるを得ないと思つております。

それから、当然、教育につきましては父母とか地域社会が一生懸命協力してやつて初めて効果があるわけですが、父母の声を聞くかどうかということにつきましては、先ほど申したとおり、教育の関係につきましては、非常

に国民全体が関心が高いわけであり、この主任制につきましても、教育の機能向上を目的としまして、よくすることを目的としておりますので、福生の市民も大多数の市民が賛成してくれるのではないかと思つております。

それからモデル案では、主任制を命じた場合に校長が報告するということになっておりますが、御承知かと存じますが、省令では三つございまして、第一点、教育委員会が命じるという方法と、第二点、教育委員会の承認を得て校長が命ずる方法、それから最後に、校長が命じて教育委員会に報告すると、その三点がございしますが、東京都の場合につきましては、いま私が申し上げた第三点目の方式を採用したわけでございます。

以上でございます。

○十七番(関 米吉君) 東京都教育委員会の考え方が、福生市の教育委員会を拘束するものであるという考え方に、私としては余り同意できないわけです。なぜならばということとは、とにかくこの主任制の問題は、東京都はこういうふうにしましたよという形で、後はこの東京新聞ですか、九月五日の日の、後は教育現場の交渉に入つて、実際に規則を制定し、改正するところの各市町

村と組合との間にこの問題は移されてくると、もし拘束するんだつたり、別に福生市の管理運営に関する規則を改正せずに、東京都の条例でもって、この条例はすべての市町村の教育委員会に適用するものであるという形のことが当然取られてしかるべきであろうかと思うわけです。しかし、あくまでも福生市の教育委員会は、東京都教育委員会に隷属するものではないという形で、恐らく教育長さん初め皆さん方も、現場の皆さん方との御納得をいただくために大変日夜努力されておられるんじゃないかと、こういうふうに思うわけです。したがって、向こうがこう言ったんだからこうだと言ったら、問題を教育委員会に差し戻せばいいわけで、どうもうちの現場は納得してくれないから都の方から説明してくれと。しかし、現実にはそういうことができないわけです。できないというのは、福生市教育委員会は、そういった独自の権能を有する独立行政機関というふうな立場があればこそではなからうかなと私は思います。

いずれにしてもこの論争は切りがありませんので、いま少し問題をしばって再質問をさせていただきたいと思ひます。ということば、そうすると、現在、福生

市の一小から七小まで、そして中学三校があるわけですね。御案内のとおり、一小から七小までの学級というものは、四小、五小、七小の十四学級を最低として、二小の二十三学級、そして中学の部においては、三中の九学級、一中の二十学級というふうにしてですね、大変な開きがある。伝え聞きますところによりまして、東京都の方針としては、各クラスにおいて三学級以上があるところはこの主任制度を導入し、主任を置くのであるというような点が言われておると聞いておりますけれど、当市におきましては、やはりそういった都の指導どおりにそういったものを置くのか。あるいは各学校ごとに、そういった実態の相違というものの理解の上に立ちまして、別な考え方の主任制度を実施せんとしておるのか、ひとつ、具体的に説明をお願い申し上げたいと思ひます。

そして、いま一つお尋ねいたしたいことは、福生市教育委員会会議規則の第十二条ですね、請願、陳情という件が載っております。これは、市の教育委員会の皆さん方の方が専門的でありますので詳しいかとも思ひますけれど、東京都の公立学校の管理運営に関する規則には、教育委員会に対するとこの請願、陳情という項目はなしに、会議はすべて公開と

する。ただし、秘密会議になったときにおいてはその限りでないという形で、請願あるいは陳情という形のものはない。いまだかつて市の教育委員会にそういう請願、陳情という行為が行われていたかどうか。あるいは、行う場合の手続きは、十二条においてはきわめて不明確なんです。これは口頭でもうで言つてこいということなのか、文書を出せということなのか。それに基づいて、教育委員会は陳情者、請願者との間に、その陳情、請願権に基づく行動を当然受けなければならないと解釈するんだけれど、それに対して対応するという考えがあるのかどうなのか、この点は非常に重大なことでございますので、はっきりさせておいていただきたいというふうに思うわけでございます。

それからいま一つの問題は、父兄に対するところの説明会であるとか、あるいはそれらに対する啓蒙的な活動であるとかいうことを行うというような考えはあるんですか、ないんですか。このまま、校長は十月一日に本当に仕命できますか。できなかったらどうなるのか。かえつて教育の場が混乱しような気がするんだけど、十月一日に絶対に——教育委員会は何ら介入しないわけですね。校長がこれを命じ、教育委員会に報告しろという通知を出す

だけで済んでしまうが、実際の場合として、かえつてそういった強権的な指示が、いわゆる現場への介入指導というような形のものか、かえつて混乱を起し、それが強いては小中学校の教育の場から離れて、大衆的な運動に発展したり、あるいは又、大きな混乱を起すこと——ちよつと言葉が悪いかもしれませんが、そういうような懸念性、そういったものについて教育委員会は全然考えていないのかどうか。その点について明快にお答えしていただきたい。絶対にできるということでもやってしまふのか、その点をひとつ、お答えをいただきたい。

○教育長（町田 信二君） お答えいたします。

まず第一点の、市教委と東京都の関係でございますが、市教委の独自性の関係でございますが、御指摘のとおり、市町村の教育委員会は独自性がございまして、御承知のとおり、管理規則は市町村の教育委員会で決めるものでございますが、法令とか都の基準規則につきましても、先ほど申し上げましたとおり拘束力がございまして、市教委で、市町村の教育委員会で決める管理規則も、都の基準規則に準拠したものでなければならぬということの指導を受けております。そういうことでございますので、内